

はじめに

我が国の自殺対策は、平成 18 年の自殺対策基本法の制定以来、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、近年では、全国的に自殺者数は減少傾向にあります。しかしながら、毎年 2 万人を超える多くのかけがえない「いのち」が自殺によって失われており、いまだ非常事態が続いている状況といえます。



本市における自殺者数は、2011 年（平成 23 年）の 21 人をピークに減少傾向にありますが、毎年 15 人前後の方々はその尊い命を自ら亡くされています。

自殺は様々な要因が複雑に絡み合った、追い込まれた末の死と考えられており、それは他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」といえます。

本市では、「第 2 次健康知立ともだち 21 計画」の中で、市民の休養やこころの健康について取組を進めてきましたが、国の「自殺対策基本法」の改正や「自殺総合対策大綱」の見直し等を受け、本市の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「知立市こころ応援計画」を策定いたしました。

本計画では、「すべての市民が共に支え合い、思いやりのこころで暮らす 居心地のよいまちを目指して」を基本理念として、市民、地域、関係機関・団体、行政等が連携・協働しながら社会全体で自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指してまいりたいと考えております。また市民の皆様一人ひとりに自殺対策への理解と関心を深めていただき、自殺対策への一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました「知立市保健対策推進会議」の委員の皆様をはじめ、ヒアリング調査にご協力いただきました各種団体の関係者の方々、そして住民意識調査やパブリックコメントを通して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

2019 年（平成 31 年）3 月

知立市長 林 郁夫